

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「法人」という。）の令和 6 事業年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門及び法人評価部門、その他の職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

法人は「研究開発業務」、「水源林造成業務」及び「森林保険業務」の三部門からなる国立研究開発法人である。監査に当たっては、これらの業務及び予算システムの違い等に配慮しつつ、当該事業年度の内部統制システムに係る重要事項について精査した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査結果

1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は法令等に従い適正に実施され、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務は中長期計画及び年度計画に沿って効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

研究開発業務については、研究の着実な進展と成果の橋渡しが認められる。重要度

や困難度の高い成果として、木質系新素材を原料とした高性能塗料の開発、木質バイオマス熱電併給システムの構築などは、循環型社会の実現や山村振興へつながると期待される。また、配布された原種苗木の約7割が特定母樹であり、少花粉スギや気候変動適応性品種の開発は、多様な優良種苗の生産に寄与し、資源の持続的利用や気候変動下における森林の多面的機能の維持増進に資するものである。さらに、多くの基礎的な研究成果を財産とし、将来の研究資金の獲得や社会ニーズの解決につながることを期待される。対外的には、国内委員会のみならず、COP 等国際的な政府間協議にも参加し、研究所の国際的地位を高めている。

水源林造成業務については、流域保全の取組を強化する観点において、重要性が高い流域等に限定し針広混交林・育成複層林の造成・面的な整備を実施し目標値等を上回る成果となった。また、水源涵養機能等の公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点では、事業の新規実施にあたって、広葉樹などの現地植生を活かしつつ長伐期施業による取組を実施し、既契約地においては積極的に育成複層林誘導伐とその後の植栽を実施した。また、基準値を大きく上回る成果となったエリートツリー等の植栽の推進や木材搬出の取組、UAV を活用した森林調査等による現地調査の負担軽減や効率的な森林現況の把握は森林整備技術の高度化につながるものと期待される。災害復旧への貢献も著しく、地域との連携強化により水源林造成事業への理解も広めた。

森林保険業務については、事務の簡素化・システムの充実により、契約管理事務手続や保険金請求時における森林保険証書添付の一部省略や押印の一部廃止などを進め、保険契約者及び業務委託先の事務負担を大幅に軽減した。広報誌は公式キャラクターを活用し親しみやすい誌面作りを工夫し、ウェブサイト、Facebook 等で制度の普及と加入促進など情報発信に努めた。加えて、ウェブサイトでは目標を上回る多くのアクセス数となった。

法人は、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に係る研究開発を強力に推進し、成果の社会実装に努めている。水源林造成事業や森林保険業務の推進に当たっては、研究開発業務との連携をさらに深め、科学的根拠に基づいた業務運営を実施し、組織一体となり法人の使命を果たすことを期待する。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見（法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見）

法人の業務について、内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

業務内容が多岐にわたることから、各業務部門の担当役員の下、内部統制を行い、研究所が中心になって部門間の情報共有・調整を図っていることを認める。

3 法人の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「PwC Japan 有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

役員の報酬及び職員の給与等の水準については、いずれも国家公務員の給与に準じたものであり妥当と認める。なお、事務・技術職員対国家公務員指数は100.3であるが、これは人事交流及び全国異動が多く、単身赴任手当及び広域異動手当の受給者の割合が多いこと等が影響しており、妥当であるものと認める。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

法人の契約は、会計規程及び契約事務取扱規程等に従って適正に行われているとともに、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、契約監視委員会（外部有識者2名、監事1名）及び入札監視委員会（外部有識者3名）により必要な点検等が行われているものと認める。

3 理事長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬については、給与法指定職俸給表を参考として報酬水準が設定されており、他の国立研究開発法人の長の報酬との比較からも妥当であるものと認める。

4 保有資産の見直し

法人が保有する土地・建物等については、常時見直しを図り、効率的な資産保有を進めているものと認める。

令和7年6月19日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

監事 高橋正通

監事 渡邊 秀美